

利根上流地域森林計画書

(利根上流森林計画区)

計画期間 { 自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日 }

群馬県

目 次

I 計画の大綱

1	森林計画区の概況	1-1
	(1) 自然的背景	
	(2) 社会経済的背景	
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	1-4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	1-5

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1-6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1-6
	1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
	2 その他必要な事項	
第3	森林の整備に関する事項	
	1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く）	1-11
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
	2 造林に関する事項	1-14
	(1) 人工造林に関する指針	
	(2) 天然更新に関する指針	
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
	(4) その他必要な事項	
	3 間伐及び保育に関する事項	1-18
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
	4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	1-20
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	
	(3) その他必要な事項	

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	1-23
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
	(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
	(6) その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	1-25
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
	(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
	(6) その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	1-29
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	1-30
	(1) 保安林の整備に関する方針	
	(2) 保安施設地区に関する方針	
	(3) 治山事業に関する方針	
	(4) 特定保安林の整備に関する事項	
	(5) その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	1-32
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
	(2) その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	1-33
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣被害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
	(3) 林野火災の予防の方針	

(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項――	1-34
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等――	1-36
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
4 林道の開設及び拡張に関する計画	
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期	
第7 その他必要な事項――	1-44
1 保安林その他制限林の施業方法	
2 その他必要な事項	

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況――	2-1
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
(2) 地況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別生産額	
(5) 産業別就業者数	
2 森林の現況――	2-3
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 制限林普通林別森林資源表	
(3) 市町村別森林資源表	
(4) 所有形態別森林資源表	
(5) 制限林の種類別面積	
(6) 樹種別面積・材積表	
(7) 特定保安林の指定状況	
(8) 荒廃地等の面積	
(9) 森林の被害	
3 林業の動向――	2-19
(1) 保有山林規模別林家数	

	(2)	森林経営計画の認定状況	
	(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	
	(4)	森林組合及び生産森林組合の現状	
	(5)	林業事業体等の現況	
	(6)	林業労働力の概況	
	(7)	林業機械化の概況	
	(8)	作業路網等の整備の概況	
	(9)	その他	
4		前期計画の実行状況（過去5年間）	2-27
	(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
	(2)	間伐面積	
	(3)	人工造林・天然更新別面積	
	(4)	林道の開設及び拡張の数量	
	(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
		ア 保安林の種類別の面積	
		イ 保安施設地区の面積	
		ウ 治山事業の数量	
	(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	
5		林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）	2-29
	(1)	森林より森林以外への異動	
	(2)	森林以外より森林への異動	
6		森林資源の推移	2-30
	(1)	分期別伐採立木材積等	
	(2)	分期別期首資源表	
7		その他	2-32
	(1)	年度別森林資源表（累計）	

本書表中の表記について

- ① 「0」は端数処理（四捨五入）の結果、単位に満たないものである。
- ② 「-」は該当がないものである。
- ③ 端数処理（四捨五入）により、総数欄・計欄の数値と内訳の合計は一致しない場合がある。

I 計画の大綱

本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき、全国森林計画に即して地域森林計画の対象とする森林について必要な事項の検討を行い、地域の状況、過去の実績等を勘案して樹立した地域森林計画です。この計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日の10年間です。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、県の北東部、利根川の最上流部に位置し、北は新潟県・福島県、東は栃木県に接した山岳及び中山間地域で、沼田市と利根郡全域の1市1町3村からなっています。総面積は176,569haで、県総面積の28%を占めています。

本森林計画区の北東部には、県内最高峰の日光白根山(2,578m)から鬼怒沼山(2,141m)・景鶴山(2,004m)などの尾瀬の山々、北部から北西部には平ガ岳(2,141m)・大水上山(1,831m)・巻機山(1,967m)・谷川岳(オキノ耳：1,977m)・仙ノ倉山(2,026m)などの2,000m級の山々が連なっています。また、南東部には、皇海山(2,144m)・袈裟丸山(奥袈裟丸山：1,961m)・黒檜山(1,828m)などの足尾山系から赤城山系の山々が連なり、森林計画区のほぼ中央部には武尊山(2,158m)が尾瀬の山々から派生する形でそびえています。

本森林計画区の大部分は利根川流域となっていますが、北東部の一部（尾瀬沼及び尾瀬ヶ原周辺）が阿賀野川流域となっています。利根川流域は、本森林計画区を水源とする利根川本流と湯桧曾川・赤谷川・片品川等の大規模な集水区域を持つ支流からなっており、矢木沢ダム・藤原ダム・奈良俣ダム等の多くの多目的ダム群とあいまって、首都圏の水がめとして重要な役割を果たしています。

イ 地質及び土壌・植生

地質：利根川源流部は、砂岩・頁岩互層からなる奥利根層からなり、その南端から須田貝ダムにかけては須田貝花崗岩が分布しています。藤原湖周辺には、礫岩や砂岩からなる栗沢層や軽石凝灰岩などからなる後閑層が見られます。また、武尊山周辺には火砕岩を含む武尊火山噴出物、尾瀬方面には荷鞍噴出物が分布しており、戸倉周辺には玄武岩やはんれい岩などが分布しています。

土壌：褐色森林土壌が主となっていますが、みなかみ町の一部には、黒色性土壌が分布し、県境付近の標高の高いところでは、森林の生育に適さない土壌が見られます。

植生：大峰山・武尊山・日光白根山を結ぶ線から北側は、多雪地帯の日本海型植生域、南側は太平洋型植生域となっています。日本海型植生域の谷川連峰・奥

利根地域・尾瀬周辺・武尊山周辺にはブナ林が多く見られます。また、尾瀬周辺から日光白根山にかけての標高の高い地域にはシラビソ、トウヒなどからなる県内有数の天然針葉樹林が形成されています。なお、ブナが伐採された跡地の代償植生としてミズナラを多く含む林分も見られます。標高の低い地域には、スギ・ヒノキの造林が行われ、片品村ではカラマツの人工林も多く見られます。

(2) 社会経済的背景

ア 地域経済圏の概況

経済活動に大きな役割を果たす交通は、首都圏と新潟県を結ぶJR上越新幹線・上越線の鉄道と、関越自動車道・国道17号線の道路に加え、栃木県に通ずる国道120号線が整備されています。また、これらの動脈に加え市町村間を結ぶ県道・広域農道等の整備も進められ、優れた自然景観や温泉、スキー場などの観光資源ともに、地域経済の発展に大きく貢献しています。

イ 産業

第一次産業では、就業者数・生産額ともそのほとんどが農業で占められており、標高差と夏期冷涼な気候を利用した多彩な農業経営が行われています。赤城高原や片品高原では、レタス・ほうれんそう・トマトなどの夏秋野菜や酪農・肉用牛の飼育、コンニャク等の大規模経営が行われています。また、りんごを中心としてぶどう、おうとうなどの観光果樹園が多く営まれています。しかし、全産業から見れば第一次産業の就業者数は16%程度、産業別生産額はわずか4%余りとなっています。また、林業の産業別生産額は第一次産業の約6%となっています。

本森林計画区には全国的に有名な水上温泉等の数多くの温泉地があり、県内のスキー場の大半も本森林計画区内に集中しています。また、尾瀬国立公園の尾瀬ヶ原や尾瀬沼、上信越高原国立公園の谷川連峰および日光国立公園の日光白根山と湖沼等の優れた自然景観を有しています。また、天然記念物の吹割の滝や玉原高原のラベンダーパーク等の多くの観光地も存在します。これらに加え首都圏からの日帰り圏でもあることから、観光関連のサービス業が盛んであり、全産業に対する第三次産業の占める割合は、就業者数では約6割、産業別生産額では約6割となっています。

ウ 人口の状況

本森林計画区の人口は79,905人(令和2年9月末住民基本台帳)で、県人口の4.1%となっており、全市町村で減少傾向にあります。人口密度は45人/km²と県内では吾妻森林計画区に次いで低い値となっています。

エ 林業の概況

本森林計画区の森林総面積は、約152千haで、森林率は県内森林計画区では最も高い

86%となっています。また、森林総面積に占める国有林の割合も64%と県内森林計画区で最も高くなっています。

民有林面積は約55千haで、県内民有林の24%を占めていますが、気象条件や立地条件が厳しいことから、蓄積は12,878千m³と県内民有林の18%であり、ヘクタール当たりの蓄積も234m³と県内では低位となっています。

民有林の人工林率は31%と県内森林計画区で最も低く、人工林の樹種別面積では、スギが45%、カラマツが30%となっており、県内他森林計画区と較べカラマツの多いことが特色となっています。また、天然林では高齢林が多いことも特色です。

片品村やみなかみ町の奥地では大規模な会社有林が多くなっており、その大部分が保安林や国立公園の特別地域に指定されています。

素材生産は、県内民有林における素材生産量のうち、本森林計画区の占める割合は約21%となっています。他計画区と比べて広葉樹材の占める割合が高くなっているのが特色です。

また、本森林計画区では、原木市場がないものの木材産業が盛んで、製材工場及びチップ生産工場が10社あり、比較的大きな規模で事業を行っている業者もあります。川場村では第三セクターが運営する木材コンビナートが平成28年度から稼働し、平成29年度には木質バイオマス発電所が完成しました。また、林業成長産業化地域創出モデル事業に選定されており、木材利用の拠点として機能しています。

なお、既存の木工に加え、木工クラフト、遊具などの取り組みも見られ、また最近ではチップやオガの生産が増加し、木材利用の促進が期待されています。

特用林産物では、生しいたけ、まいたけ、なめこ等のきのこ類の生産が行われています。また、タラノメ、フキノトウ等の山菜類の生産も盛んです。

オ 森林組合の現況

利根沼田森林組合は、組合員数4,187名、組合員所有森林面積17,465haであり、県内でも大規模な森林組合です。地域の木材を利用した加工品の販売や、森林資源の活用を図るため、利用間伐や皆伐による素材生産事業にも積極的に取り組んでいます。

一方、片品村森林組合は、組合員数646名、組合員所有面積4,532haであり、小規模な組合となっています。現在は保育を主体とした事業運営であるため、素材生産事業への取組が、これからの課題となっています。

今後は、利用期を迎えた森林資源の有効活用を図り、森林の多面的機能の発揮を期待する上で、効率的で一体的な集約化施業へ取組んで行くことが期待されます。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5カ年分の実行結果の概要及びその評価は次のとおりです。

伐採立木材積については、主伐は計画120千m³に対して実行172千m³（実行歩合143%）、間伐は計画280千m³に対して実行257千m³（実行歩合92%）となりました。また、間伐面積については、計画3,500haに対して実行1,845ha（実行歩合53%）でした。間伐の面積の実行歩合は低めでしたが、高蓄積の林分の伐採が多かったためか、伐採立木材積では実行が計画に近い値となりました。

人工造林の面積については、計画190haに対して実行125ha（実行歩合66%）、天然更新の面積については、計画310haに対して実行147ha（実行歩合47%）でした。人工林の伐採の実行歩合は高かったものの、面積あたりの蓄積が多い高齢級の森林の伐採が多かったことから、伐採面積が少なく、更新の面積も少なかったものと思われます。

林道の開設及び拡張については、開設は計画50.2kmに対して4.1km（実行歩合8%）、拡張は計画41.8kmに対して9.4km（実行歩合22%）でした。近年の集中豪雨等による災害への対応や、森林所有者の不在村化等により用地取得交渉に時間を要する箇所があり、進捗が遅れたものと思われます。

保安林の整備については、水源涵養^{かん}のための保安林は計画756haに対して実行150ha（実行歩合20%）、災害防備のための保安林は計画594haに対して実行164ha（実行歩合28%）、保健、風致の保存等のための保安林は計画81haに対して実行はありませんでした。森林境界の不明瞭化や、森林所有者の不在村化等により、保安林指定の承諾を得るために時間を要する箇所があり、進捗が遅れたものと思われます。

治山事業については、山地治山は計画23箇所に対して実行24箇所（実行歩合104%）、保安林整備は計画12地区に対して実行12地区（実行歩合100%）でした。本事業については、地元調整等も円滑に進み、当初計画のとおり遂行できたものと思われます。

※実行結果の詳細は（附）参考資料 4 前期計画の実行状況（過去5年間）を参照

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、県土の保全、水源の涵養及び地球温暖化防止等の公益的機能の発揮を通じて、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

とりわけ、本県の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎えつつあります。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すことが重要です。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望まれます。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	5 4 , 9 3 2	
沼 田 市	9 , 8 0 8	
片 品 村	2 7 , 3 1 3	
川 場 村	2 , 9 7 0	
昭 和 村	1 , 4 0 1	
みなかみ町	1 3 , 4 3 9	

(注)

1. 本計画の対象とする森林の区域は、民有林のうち森林計画図において表示する区域とします。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象です。
3. 森林計画図の閲覧場所は、群馬県環境森林部森林局林政課及び利根沼田環境森林事務所とします。また、群馬県統合型地理情報システム(マッピングぐんま)に掲載します。

第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本計画区の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりです。

表 1

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公 益 的 機 能	水源涵養機能 <small>かん</small>	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／ 水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止（落石防止、土石流発生防止・停止促進）／土砂流出防止／土壌保全（森林の生産力維持）／その他の自然災害防止機能（雪崩防止など）	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（騒音防止、飛砂防止、防風、防雪、アメニティ）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
	保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
	生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全、沿岸生態系保全（魚つき））	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
	木材等生産機能	木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能について、その機能が効果的に発揮される機能ごとの森林の整備・保全の考え方は次のとおりです。

表2

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとします。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p>

	<p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。この場合、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

単位 面積:ha 蓄積:m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	17,049	16,918
	育成複層林	146	172
	天然生林	35,041	35,013
森林蓄積		234	248

(注)

育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林^{*1}においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業
- 2 育成複層林^{*3}においては、森林を構成する林木を択伐等^{*2}により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業
- 3 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- 4 現況については、令和3年4月1日時点の数値。
 - *1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
 - *2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。
 - *3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
 - *4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所用の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は以下に示すとおりです。また、特定の森林においてどのような伐採方法を妥当とするかは市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

ア 伐採方法について

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

(イ) 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とします。

イ 森林の区分別の施業の指針

(ア) 育成単層林

気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等から見て、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

- a 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮します。また、林地の保全、なだれ、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採します。

(イ) 育成複層林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して実施することとします。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によるものとします。
- b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。
- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮します。

(ウ) 天然生林

天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系から見て人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うこととします。

伐区の設定に当たっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるためのものではありません。

単位：年

樹		種				
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
					用材	その他
35	40	35	40	60	70	15

(注) 広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

人工造林の対象樹種、標準的な方法及び人工造林を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が人工造林を行う際の規範となります。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市町村内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹とします。なお、スギ苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の導入に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要の造林樹種について、下表の植栽本数を基礎とし、既往の植栽本数を勘案し、仕立ての方法別に定めるものとします。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないよう、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請等に応じて幅広く定めるものとします。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,500
ヒノキ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,500
アカマツ	中仕立て	4,000
カラマツ	中仕立て	2,500

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮します。

b 植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

なお、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入も考慮するものとします。

樹種	地拵えの方法	植栽の時期	植付けの方法
スギ・ヒノキ	全刈	4月～6月	普通穴植え
アカマツ・カラマツ	全刈	3月～5月	普通穴植え

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(3)に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実にを行います。

なお、市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを旨として次のとおりとします。

伐採の方法	期 間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象樹種、標準的な方法及び天然更新を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が天然更新を行う際の規範となります。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおり定めます。

区 分	対 象 樹 種
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽、天然下種及びこれらの組み合わせにより適確な更新を図ることとします。
 なお、天然更新の対象樹種について、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数を次のとおり定めます。

区 分	本 数
期待成立本数	10,000本/ha
天然更新すべき立木の本数	期待成立本数に10分の3を乗じて得た本数

天然更新補助作業の標準的な方法として、ぼう芽更新箇所では、ぼう芽を促進するため、上木の伐採等により十分な照度を確保するほか、ぼう芽の発生状況に応じ、芽かき、植込み等を行うこととします。

天然下種更新では、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所について、枝条類の除去、かき起こし等を行います。さらに、発生した稚樹の生育を促進するため、生育の阻害となるササなどの刈り出しを行うほか、幼樹の発生が不十分な箇所には新たに植込みを行い森林の回復を図ることとします。

また、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、対象樹種の稚樹が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できると見なされる状態を持って更新完了とします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実な更新を行います。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による主伐後の適確な更新を図ります。

- a ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況
- b 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- c 林床や地表の状況
- d 病虫獣などの被害の発生状況

また、市町村森林整備計画において、地域住民等からの森林機能の早期回復に対する社会的要請を勘案し、当該森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、その所在を特定します。

なお、当該森林での植栽にあたっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとします。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐保育の実施状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内とすることとします。

また、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとします。

樹種	施業体系 (植栽本数/地位級)	間伐時期(年)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			原則として 密度管理図 を使用 本数間伐率 30%程度
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31			
	〃 (伐期80年)	17	23	31	44	69	
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30			
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36			
	〃 (伐期80年)	21	27	36	53		
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28			
	〃 (伐期80年)	16	21	28	40		
カラマツ	2,500本/地位級Ⅲ	18	23	29			
	〃 (伐期80年)	18	23	29	40		

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1				
	アカマツ	1	1	1	1	1	1					
	カラマツ	1	1	1	1	1	1					
	コナラ	1	1	1	1	1						
つる切	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				
除伐	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に実施する必要のあるものは、積極的に間伐・保育を推進することとします。

(3) その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を、地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総合的に勘案の上、市町村森林整備計画の計画事項として定めるものとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」に区分します。

(それぞれの機能については本計画第2表1参照)

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

(区域設定の考え方)

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周囲に存する森林を、水源涵養機能維持増進森林の区域として設定します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林を、山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林の区域として設定します。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等から見て風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定します。

(エ) 保健文化機能（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記の森林については、保健文化機能維持増進森林の区域として設定します。

・ 観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場

や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林(保健・レクリエーション機能)

- ・ 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林(文化機能)
- ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林(生物多様性保全機能)

イ 森林の施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林における区域別の森林の施業の方法は次のとおりとします。なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

区域ごとの施業指針

区 域	施業方法
水源涵養機能維持増進森林	<p>○ 伐期の間隔の拡大</p> <p>○ 皆伐については次の条件のいずれかに該当する森林は伐採面積の規模を縮小する</p> <p>(地形)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標高の高い地域 ・ 傾斜が急峻な地域 ・ 谷密度の大きい地域 ・ 起伏量の大きい地域 ・ 溪床又は河床勾配の急な地域 ・ 掌状型集水区域 <p>(気象について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年平均又は季節的降水量の多い地域 ・ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林…①	○ 次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施
快適環境形成機能維持増進森林…②	① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林
保健文化機能維持増進機能森林(保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)…③	② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
	③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望

見られるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）等

○上記以外の森林は複層林施業を実施

○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能

○長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る

○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施

（２） 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域を次のとおり設定することとします。

この際、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

（区域設定の考え方）

- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能維持増進森林の区域として設定します。

イ 森林の施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

（３） その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、整備を進めていきます。

また、林道等の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

また、様々な目的で利用される林道の維持管理として、法面の保全や舗装等、通行の安全を確保するための必要な改良を行っていきます。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	85	228
うち林業専用道	4	4

注：令和元年度までの累計の実績である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの基本的な考え方

下表を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を推進します。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	100以上	30以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	75以上	25以上
	架線系 作業システム	25以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60以上	15以上
	架線系 作業システム	15以上	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	5以上

注1：「車両計作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

本県の人工林は、10歳級以上の森林が面積で5分の4を占め、木材資源は量的・質的にも充実しつつあり、造成した森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えています。

このため、地域の森林資源の状況や地形、既存の路網の状況等を勘案し、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域を路網整備等推進区域として設定し、利用間伐や択伐、皆伐による木材生産を促していきます。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道の開設にあたっては、林道規程を遵守することとし、林道専用道及び森林作業道においては、「群馬県林業専用道作設指針」及び「群馬県森林作業道作設指針」等に則り開設するものとし、間伐をはじめとする森林整備や木材搬出のため、作業の効率化と経済性を確保した規格・構造とし、高性能林業機械の使用に適合するきめ細やかな路網を整備します。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当林分なし

(6) その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

不在村森林所有者を含む森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換と経営規模の拡大を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

イ 森林所有者が共同して行う森林施業の促進方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努めるものとします。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業主体の経営に転換できるよう施業集約化や低コスト林業の確立に取り組むほか、素材生産事業体等との連携を通じて、組織・経営基盤の強化に努めます。

イ 林業従事者の養成・確保

林業は、技術と体力を要する職業です。林業従事者の確保・養成を図るためには、職場環境や労働条件の改善が必要です。

林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業していますが、離職する者も多い状況にあります。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働条件の軽減のほか、労働災害防止の取組み、福利厚生の実施、さらには給与体系の見直しによる待遇改善などが必要で、これらの取組を支援します。

ウ 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況です。

一方、「団塊の世代」と言われる人々の定年退職した人々が、徐々に出生地へ戻って農林業に取り組む動きや若者の農山村回帰も彼方此方にみられるようになりました。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進します。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

労働生産性の向上、生産コストの削減、労働強度の軽減を図るため、以下のような機械化を促進し、作業体系の合理化を図ります。

ア 高性能林業機械の導入の促進

高性能林業機械を用いた作業システムの導入を促進するものとし、高性能林業機械作業システムの普及、オペレーター養成等、高性能林業機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網等の基盤整備に努めるものとします。

イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた作業システムの目標は次のとおりです。

区分		高性能機械	改良在来型
皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ → フォワーダ	チェンソー → トラクター → チェンソー → 林内作業車
	傾斜地	チェンソー → タワーヤーダ → プロセッサ	チェンソー → 集材機 → チェンソー
非皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ → フォワーダ	チェンソー → 林内作業車
	傾斜地	チェンソー → スイングヤーダ → プロセッサ → フォワーダ 自走式搬器	チェンソー → 小型集材機 → チェンソー → 林内作業車

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材生産流通の合理化

木材価格が一段と低迷する中で、伐採が手控えられ非皆伐型の木材生産が中心になっています。

非皆伐型の施業で、素材の安定的な供給を確保するためには、小面積の施業地を集約化して、間伐作業に適した高密度な路網を整備することと地域の実情に応じた高性能林業機械を利用した効率的な素材生産システムを構築することが必要です。

先進的な地域では既に効率的な素材生産システムが確立されています。森林組合等林業事業体がこうした素材生産システムの導入が図れるよう、現地検討会及び講演会等の開催を通じて、普及を図ります。

イ 木材加工体制の強化

建築基準法の一部改正、住宅の品質確保の促進等に関する法律の制定等に伴い、住宅資材である木材に対しても、乾燥・強度などの性能を表示し、寸法精度や品質が一定な木材を安定的に供給することが求められています。これらの要請に対応し、また、外材や国内他産地材に対抗可能な製品を供給するため、JAS認証の取得を促進します。

中小工場については、細かなニーズに対応した少量多品目や得意分野に特化した製品供給を推進します。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じて、また、森林組合と素材生産事業者との連携を促進し、素材から製材品さらには林地残材、製材端材等、木質バイオマス全体を利用する取組を支援します。

(6) その他必要な事項

ア 特用林産物生産の振興

本計画区は、「しいたけ」・「まいたけ」・「なめこ」等の生産が行われており、これらのきのこ類の生産は、農山村の重要な産業となっています。しかし、大手企業の参入、産地間競争などの影響で価格が安値安定傾向となっています。

今後、きのこ産業の一層の振興を図るため、生産施設を整備し生産量の増大を図るとともに、健康食品としてのきのこの普及宣伝を行い消費拡大に努めます。また、多様なきのこ栽培の展開を支援し、新たな品種の栽培技術の普及定着を促進します。

イ 多様な実施主体による森林整備の推進

企業や各種団体による森林の整備活動を社会貢献活動として位置づけ、この活動を支援、推進し、森林の有する公益的機能の一層の発揮を促すとともに、この活動を端緒に県民の森林保全、環境保全意識の高揚を図り、森林管理の担い手の再構築を目指します。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定めます。

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市町村	地 区 (林 班)			
総 数		31,543		
沼田市	右の林班の全部 132、157-2 右の林班の一部 1、2、3、4、6、11、12、13、20-1、20-2、21、22、23、24、26、27、28、33、37、41、42、49、51-2、54、55、56、62、67、72、73、77、78、79、80、81、82、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、97、98、99、100、101、102、103、104-2、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、119-1、119-2、120、123、124、125、126、127、128、130、131、134、136、137、138、139、140、141-2、141-3、141-4、145-3、146、147、148-2、153、155、156、157-1、158	2,424	下記に記載	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 干害防備保安林 落石防止保安林 保健保安林 風致保安林 保安施設地区
片品村	右の林班の全部 26、29、30、31、32、33、42、43、44、96、100、101、102、118、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、136、137、138 右の林班の一部 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、18、19、20、22-2、23、25-2、27、28、34、35、36、37、38、39、40、41、45、46、47、48、49、50、51、52-1、52-2、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、82、83、88、89-1、89-2、91-1、93、94、98-1、98-2、99-1、99-3、99-4、99-5、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、119、120、121、139、140、141、142、144、145、146	23,949		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 保健保安林
川場村	右の林班の全部 12、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41 右の林班の一部 1-1、1-2、5、13、14-4、15-1、16、17、18、19、22、23、24、25、26、27、43、44-1、46、47、48、53	1,413		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 なだれ防止保安林 保健保安林
昭和村	右の林班の全部 1、2、3、4、5、6、7、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20-1、20-2、21、22、23、24、25、26、27、28、29	421		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 水害防備保安林
みなかみ町	右の林班の全部 69、70-2、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、83、109、124、125 右の林班の一部 1、2、4、6、7、8、9、10、11、13、15、22、26、27-2、29、30、33、34、37、39、41、42、43、44、45、47、48、51、52、54、56、57、58、59、60、61、63、64、67、68、70-1、70-3、84、86、87、88、89-1、89-2、90、91、92、93、95、98、99-1、106、107、108、110、111、112、113、114、115、116、117、118、120、121-1、121-2、122、123、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150	3,336		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 なだれ防止保安林 落石防止保安林 保健保安林

留意すべき事項

- 森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努めるものとし、また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮するものとし、
- 保安林については、各保安林の指定施業要件によるものとし、

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当林分なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を十分留意して実施地区の選定を行うものとします。

形質変更に伴う切取、盛土は、法面の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護工（緑化工、土留工等）及び排水施設等を設け、その形質の変更過程における災害防止対策としての施設設置を行う等、林地保全に適切な措置を講じるものとします。

また、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する地域においては、それらへの影響の軽減に取り組むものとします。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安施設地区に関する方針

保安施設事業を行う必要があると認められる場合には、保安施設地区の指定を行うものとするが、事業の実施に必要な区域が保安林または保安林予定森林である場合は、指定を省略できるものとします。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとします。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果

的な対策を講じます。

その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。また、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえて、必要に応じて在来種による緑化等、生物多様性の保全に努めます。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林とは指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、市町村、森林組合等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整及び標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、空中写真等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

野生鳥獣による造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化し、森林の持つ公益機能が損なわれるとともに森林資源の循環利用にも支障が生じています。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の森林における鳥獣害の状況及び鳥獣の生息状況から想定される被害発生のおそれの程度を勘案して、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定することとします。また、鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の別に鳥獣害の防止の方法及びその他必要な事項を定めるものとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ、市町村が把握している森林被害の状況、学識経験者からの助言及び森林組合や森林所有者、地元住民等からの情報に基づき、対象鳥獣による被害が発生している森林及び被害の発生のおそれのある森林について、対象鳥獣の別に、林班を単位として「鳥獣害防止森林区域」を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。

その際、市町村の鳥獣被害対策関係部局を始め、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとします。

(2) その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努めるものとします。また、同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努めるものとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

日常の監視を通して、病虫害等による被害を早期に発見し、適切な対応に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとします。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3の(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の状況や被害発生地特性など、詳細な情報収集に努めることとします。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災が増加しています。このため、林野が最も乾燥する春先を中心に、森林保全巡視指導員や森林組合、環境森林事務所による巡視や、林野火災予防のための啓発活動を行います。あわせて、ゴミの不法投棄や無許可伐採に対し、適切に対処します。

また、林野火災予防等の普及啓発を図るため、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行い、林野火災予防体制の強化に努めます。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

各種の森林被害を防止するため、森林所有者や森林保全巡視指導員・森林保全推進員等による巡視活動を推進します。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備等、森林資源と利用の一体的な整備の推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

なお、森林保健施設の建築物については、高さを対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満とすること、原則木造とすること、適切な色彩とすること等により、自然との調和を図ることとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する必要があります。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、下表のとおり計画します。

単位 材積：1,000m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	910	800	110	320	210	110	590	590	—
うち前半5年分	430	380	50	150	100	50	280	280	—

2 間伐面積

間伐面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	5,900
うち前半5年分	2,700

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	450	940
うち前半5年分	220	460

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区 域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	沼田市	玉原富士見	6.0	150	○		
開設	自動車道		沼田市	上野	2.0	41			
開設	自動車道		沼田市	横子	2.0	90			
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧白)	松根沢	4.0	50	○		
開設	自動車道		沼田市(旧白)	下古語父	2.0	64			
開設	自動車道		沼田市(旧利)	大門	2.3	31			
開設	自動車道		沼田市(旧利)	古語久保	1.3	16			
開設	自動車道		沼田市(旧利)	後沢	1.3	5			
開設	自動車道		沼田市(旧利)	小供	1.6	9			
開設	自動車道		沼田市(旧利)	新井沢	2.0	31			
開設	自動車道		沼田市(旧利)	モロ	1.5	52			
開設	自動車道		沼田市(旧利)	栗生	2.2	101			
開設	自動車道		沼田市(旧利)	赤岩小沢	1.5	60			
開設	自動車道		沼田市(旧利)	大揚	1.5	71			
開設	自動車道		沼田市(旧利)	南越瀬	1.5	40	○		
開設	自動車道		沼田市(旧利)	石戸	1.0	20	○		
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	内山水行寺	2.0	15			
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	栗生大成木	2.0	20	○		
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	寺間栗生	2.0	30			
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	船久保十二平	2.0	30			
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	南郷赤城原	1.0	10	○		
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧白)	高平・椎坂	1.5	30	○		
			沼田市計	22 路線	44.2	966			
開設	自動車道		片品村	上原	2.0	52			
開設	自動車道		片品村	桶作	4.0	120			
開設	自動車道		片品村	白井路	1.5	31			
開設	自動車道		片品村	扇平	1.5	46			
開設	自動車道		片品村	上ノ棚	2.0	56			
開設	自動車道		片品村	関場	1.5	58	○		
開設	自動車道		片品村	野中	2.5	85			
開設	自動車道		片品村	井戸入	1.2	25			
開設	自動車道		片品村	赤沢	5.0	130			
			片品村計	9 路線	21.2	603			

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区 域 面積	前半5カ 年の計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道		川場村	赤倉栗生	1.0	309			
開設	自動車道	林業専用道	川場村	太郎	9.0	160	○		
開設	自動車道		川場村	北ノ入	3.0	51			
開設	自動車道		川場村	霧窪	3.0	32			
開設	自動車道		川場村	中野小屋ノ入	2.0	24			
開設	自動車道	林業専用道	川場村	中野小沢	3.0	23	○		
開設	自動車道		川場村	越継	2.0	42			
開設	自動車道		川場村	生品	1.0	36			
開設	自動車道	林業専用道	川場村	霧窪2号	2.5	30	○		
開設	自動車道		川場村	太郎	0.5	111	○		
			川場村計	10 路線	27.0	818			
開設	自動車道		昭和村	学校林	4.0	43			
開設	自動車道		昭和村	天狗平	1.0	13			
			昭和村計	2 路線	5.0	56			
開設	自動車道	林業専用道	みなかみ町(旧水)	藤原玉原	2.5	40	○		
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	芦沢	3.5	60	○		
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	上ノ原	3.5	152			
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	高日向	2.0	35			
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	小日向	4.0	116	○		
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	前山沢落	2.0	32	○		
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	後閑	2.0	26			
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	下牧	2.0	37			
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	下津	2.0	25			
開設	自動車道		みなかみ町(旧新)	味城山	1.5	16	○		
開設	自動車道		みなかみ町(旧新)	師田	1.5	64			
開設	自動車道	林道専用道	みなかみ町(旧水)	手小屋	1.5	129	○		
開設	自動車道	林道専用道	みなかみ町(旧月)	不動沢落	0.7	35	○		
開設	自動車道	林業専用道	みなかみ町(旧月)	後閑2号	1.0	15	○		
			みなかみ町計	14 路線	29.7	782			
利根沼田環境森林事務所計				57 路線	127.1	3,225			

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区 域 面積	前半5カ 年の計画箇 所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		沼田市	上野	5.7				改良
拡張	自動車道		沼田市	赤坂	1.1				改・舗
拡張	自動車道		沼田市	三峰	3.6		○		改・舗
拡張	自動車道		沼田市	大戸屋	1.0				改良
拡張	自動車道		沼田市	中沢	2.1				改・舗
拡張	自動車道		沼田市	富士見	2.0				改・舗
拡張	自動車道		沼田市	井戸平	3.3				改良
拡張	自動車道		沼田市	横子	0.9				改良
拡張	自動車道		沼田市	横子支	0.6		○		改良
拡張	自動車道		沼田市	迦葉富士山	3.3				改・舗
拡張	自動車道		沼田市	高王山	2.0		○		改・舗
拡張	自動車道		沼田市	三峰東	2.5				改良
拡張	自動車道		沼田市(旧白)	赤倉栗生	2.8				改・舗
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	大島	0.6				改・舗
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	青木輪久原	3.0				改良
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	老神穴原	2.0		○		改・舗
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	老神大揚	0.5		○		改良
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	高戸谷	0.9				改・舗
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	小沢	5.5		○		改・舗
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	鬼岩	2.0		○		改・舗
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	真菜板倉	1.4		○		改・舗
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	赤倉栗生	5.4		○		改・舗
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	穴平	1.4				舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	石戸	1.0		○		改・舗
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	柿平	1.4				改・舗
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	南郷戸矢沢	1.4		○		改・舗
			沼田市計	26 路線	57.4				
拡張	自動車道		片品村	丸山	0.5		○		改・舗
拡張	自動車道		片品村	片路	0.8		○		改・舗
拡張	自動車道		片品村	山崎	0.7				改・舗
拡張	自動車道		片品村	老の久保	0.3		○		改・舗
拡張	自動車道		片品村	宇条田	2.0		○		改・舗
拡張	自動車道		片品村	十二沢	0.5				改良
拡張	自動車道		片品村	水沢支	0.5				改・舗
拡張	自動車道		片品村	向太田	1.2				改良
拡張	自動車道		片品村	白井沢	0.9		○		改・舗
拡張	自動車道		片品村	小田部	0.5				改良
拡張	自動車道		片品村	伊閑町	0.7		○		改・舗
拡張	自動車道		片品村	大沢閑野	2.2		○		改・舗
拡張	自動車道		片品村	香沢	1.0				改・舗
拡張	自動車道		片品村	仁加又	1.0		○		改・舗
拡張	自動車道		片品村	丸沼根羽沢	1.0				改・舗
拡張	自動車道		片品村	奥鬼怒	9.0		○		改・舗
拡張	自動車道		片品村	水沢	1.0				改・舗
			片品村計	17 路線	23.8				

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区 域 面積	前半5カ 年の計画箇 所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		川場村	赤倉栗生	5.0				改・舗
拡張	自動車道		川場村	迦葉富士山	3.0				改・舗
拡張	自動車道		川場村	霧窪	0.7				改良
拡張	自動車道		川場村	門前	5.2				改・舗
拡張	自動車道		川場村	太郎	3.4		○		改良
拡張	自動車道		川場村	富士見笹平	3.4		○		改良
			川場村計	6 路線	20.7				
拡張	自動車道		昭和村	赤城原中野	1.0				改・舗
拡張	自動車道		昭和村	学校林	2.0		○		改良
拡張	自動車道		昭和村	大久保	1.4				改良
			昭和村計	3 路線	4.4				
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	前山	2.0		○		改・舗
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	塚原	0.7				改・舗
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	沢入	0.7		○		改・舗
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	深沢・真沢温泉	1.0				改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	吉平	0.3		○		改・舗
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	宝台樹	0.7		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	小日向	3.0		○		改・舗
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	鹿野沢入	0.5				改・舗
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	入山	0.6				改・舗
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	高日向	0.5				改・舗
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	向山	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	須摩野	0.6		○		改・舗
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	南面	0.3		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	東峰恋越	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	中の入	0.8				改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	上須川	0.3				改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	姉山	0.5				改良
			みなかみ町計	17 路線	13.5				
利根沼田環境森林事務所計				69 路線	119.8				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち	備考
		前半5年分	
総数（実面積）	31,800	31,060	
水源の涵養のための保安林	27,750	27,467	
災害防備のための保安林	4,050	3,594	
保健、風致の保存等のための保安林	6,102	6,087	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源の涵養^{かん}のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち	指定又は解除を 必要とする理由	備 考	
		市町村	区域		前半5年分			
指定	総 数	総数		1,480	740			
		沼田市		471	235			
		片品村		105	53			
		川場村		144	72			
		昭和村		65	32			
		みなかみ町		696	348			
	水源の涵 養のため の保安林	総数			567	284	水源涵養機能の維 持増進により水質 の保全又は水量の 安定的確保を図る ため	
		沼田市			180	90		
		片品村			40	20		
		川場村			55	28		
		昭和村			25	12		
		みなかみ町			266	133		
	災害防備 のための 保安林	総数			913	457	災害防備機能の高 度発揮を図るため	
		沼田市			290	145		
		片品村			65	32		
		川場村			89	44		
		昭和村			40	20		
		みなかみ町			429	215		
	保健、風 致の保存 等のため の保安林	総数			30	15	快適環境形成機 能、保健・レクリ エーション機能及 び文化機能の高度 発揮を図るため	
		沼田市			10	5		
片品村				2	1			
川場村				3	1			
昭和村				1	1			
みなかみ町				14	7			

単位 面積：ha

解除	総数	総数		0	0		
		沼田市		0	0		
		片品村		-	-		
		川場村		-	-		
		昭和村		0	0		
		みなかみ町		0	0		
	水源の涵養のための保安林	総数		-	-		
		沼田市		-	-		
		片品村		-	-		
		川場村		-	-		
		昭和村		-	-		
		みなかみ町		-	-		
	災害防備のための保安林	総数		0	0	指定理由の消滅のため	
		沼田市		0	0		
		片品村		-	-		
		川場村		-	-		
		昭和村		0	0		
		みなかみ町		0	0		
保健、風致の保存等のための保安林	総数		-	-			
	沼田市		-	-			
	片品村		-	-			
	川場村		-	-			
	昭和村		-	-			
	みなかみ町		-	-			

注：数値は整数止め。（1に満たないものは「0」、該当がないものは「-」）

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備の区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養のための保安林	-	-	-	-	-
災害防備のための保安林	-	-	-	-	-
保健、風致の保存のための保安林	-	-	-	-	-

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：ha

森林の所在		面積	うち 前半5年分	指定を必要とする理由	備考
市町村	区域				
該当なし		—	—		
		—	—		
		—	—		
		—	—		

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数	うち前半5 年分	主な工種	備考
市町村	区域				
沼田市	柿平ほか	44	23	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
片品村	西平ほか	14	7	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
川場村	木賊ほか	18	9	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
昭和村	清水沢ほか	52	27	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
みなかみ町	山根ほか	35	18	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
計		163	84		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

単位 面積：ha

特定 保安林	市町村	要整備森林			実施すべき施業の方法及び時期等																その他 必要な 事項	備考					
		番号	所在		面積	造林				保育				伐採				その他									
			位置	林班 小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法			時期				
該当なし																											

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定めます。

制限林の所在

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域(林班)			
	総数		32,626		
水源かん養保安林	沼田市	6、11、12、21、33、49、51-2、73、78、86、87、88、89、90、112、123、124、125、128、132、134、136、137、138、139、140、155、156、157-2、158	1,177	別表1-(1)	土流防保1ha、保健保126ha、砂防指定1ha、史名天物7haと重複
	片品村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52-1、52-2、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、83、89-1、89-2、93、96、99-4、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、115、116、127、128、129、130、131、132、133、134、139、140、141、144、145、146	24,233		保健保5,690ha、国立公特5,724ha、国立公12,273ha、国立公23,831ha、国立公35,565ha、国立公未902ha、砂防指定87ha、史名天物5,647haと重複
	川場村	5、12、13、15-1、16、17、18、19、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44-1、46、47	442		保健保8haと重複
	昭和村	11、14、20-1、20-2、26	129		
	みなかみ町	6、7、43、44、54、61、68、69、70-1、70-2、70-3、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、83、84、88、89-1、89-2、90、91、108、109、111、112、116、118	1,202		土流防保17ha、保健保1,003haと重複
	計		27,184		
土砂流出防備保安林	沼田市	1、2、3、4、6、13、20-1、20-2、22、23、24、26、28、37、41、42、54、55、67、72、77、78、79、80、81、82、85、86、87、90、91、92、93、94、97、98、99、100、101、102、103、104-2、105、106、107、108、109、110、111、113、114、115、116、119-1、119-2、120、123、126、127、128、130、131、136、137、138、139、140、141-2、141-3、141-4、145-3、146、147、148-2、153、155、156、157-1、158	744	別表1-(1)	水かん保1ha、砂防指定8ha、急傾危険1haと重複
	片品村	17、18、19、20、22-2、23、25-2、82、88、89-1、91-1、94、98-1、98-2、99-1、99-3、99-5、103、114、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、136、137、138、139、141、142	1,323		国立公特38ha、国立公119ha、国立公2212ha、国立公未698ha、砂防指定5ha、急傾危険2haと重複
	川場村	1-1、14-4、19、22、23、43、46、47、53	26		
	昭和村	1、2、4、5、6、7、9、10、11、12、13、15、16、17、18、19、20-1、20-2、21、22、23、24、25、27、28、29	216		砂防指定0ha、急傾危険0haと重複
	みなかみ町	1、2、4、8、9、10、11、13、26、27-2、29、30、33、34、37、39、41、42、45、47、48、51、52、56、58、59、60、61、63、67、70-1、86、87、91、92、93、95、98、106、110、112、113、114、115、116、117、118、120、121-1、121-2、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、140、141、143、144、145、146、147、148、149、150	519		水かん保17ha、保健保17ha、国立公222ha、砂防指定9ha、急傾危険0haと重複
	計		2,827		
土砂崩壊防備保安林	沼田市	3、20-1、28、62、77、80、95、136、141-2	10	別表1-(2)	急傾危険1haと重複
	片品村	83、89-1、99-3	9		
	川場村	1-2、53	0		
	昭和村	2、3、17、18、19、27、28	6		
	みなかみ町	1、15、51、52、54、57、99-1、107、129、133、136、137、140、147、148、149	15		砂防指定0haと重複
	計		41		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
防風保安林	沼田市	27、157-1	2	別表 1-(2)	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村	11、12、13、20-1、20-2	41		
	みなかみ町		—		
	計		43		
水害防備保安林	沼田市		—	別表 1-(2)	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村	13	10		
	みなかみ町	22、48、115、135、137、148、149	1		
	計		11		
干害防備保安林	沼田市	11	36	別表 1-(1)	
	片品村		—		
	川場村	46、47、48	95		砂防指定0haと重複
	昭和村		—		
	みなかみ町	130、142、149	50		
	計		182		
なだれ防止保安林	沼田市		—	別表 1-(3)	
	片品村		—		
	川場村	24	4		
	昭和村		—		
	みなかみ町	52、57、58、64	23		国立公223ha、 砂防指定0haと重複
	計		27		
落石防止保安林	沼田市	2、54、82	2	別表 1-(3)	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町	34、61	5		
	計		7		
保健保安林	沼田市	49	134	別表 1-(4)	水かん保126haと重複
	片品村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、 14、15、89-2	5,809		水かん保5,690ha、 国立公特5,647ha、 史名天物5,647haと重複
	川場村	44-1	8		水かん保8haと重複
	昭和村		—		
	みなかみ町	68、69、70-1、70-2、70-3、71、72、73、74、75	122		水かん保122ha、 土流防保17haと重複
	計		6,072		
風致保安林	沼田市		—	別表 1-(2)	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		—		
保安施設地区	沼田市	110	0	に施保 準業安 ず方林 る法の	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		0		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
保国 立地 地区 公園 特別	沼田市		—	定自然 よる公 園法 の規	水かん保5,724ha、 土流防保38ha、 保健保5,647ha、 史名天物6,219haと重複
	片品村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、 14、15、16、111、112、113、114	6,334		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		6,334		
別国 地立 公園 第1 種特	沼田市		—	るの自然 規定に よる公 園法	水かん保2,273ha、 土流防保19haと重複
	片品村	56、57、58、59、66、67、72、73、74、75、76、 77、107、109、110、113、115、142、143、144、 145、146	2,309		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		2,309		
地域 立地 公園 第2 種特 別	沼田市		—	に自然 よる公 園法 の規 定	水かん保3,831ha、 土流防保212ha、 砂防指定2haと重複
	片品村	34、35、36、37、38、39、40、41、53、56、59、 60、61、62、63、64、66、67、71、72、73、74、 75、76、77、78、107、108、109、110、111、112、 113、142、143、145、146	4,073		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町	57、134、137、141	86		
	計		4,159		
別国 地立 公園 第3 種特	沼田市		—	るの自然 規定に よる公 園法	水かん保5,565ha、 砂防指定3haと重複
	片品村	28、45、46、47、48、49、50、51、52-1、52-2、 53、54、55、62、63、64、65、66、67、68、69、 70、71、79、80、112、144、146	5,565		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		5,565		
分国 未立 地公 園地 地区	沼田市		—	に法自然 よる公 園定	水かん保902ha、 土流防保698haと重複
	片品村	103、104、105、106、109、113、114、115、116、 117、119、120、121、141	1,599		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		1,599		
よ境群 る保馬 特全 別条 地区 自然 例然 に環	沼田市		—	よ規 び境 群 る 則 同 保 馬 の 条 全 県 定 例 条 自 然 に 行 及 環	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町	66、68	209		
	計		209		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
砂防指定地	沼田市	2、3、4、5、6、8、9、14、15-1、15-3、16、18、19、22、23、24、25、26、27、50、56、65、66、72、74、75、77、78、80、81、82、84、88、90、91、92、94、97、98、100、102、103、104-1、104-2、105、106、107、108、130、131、136、137、138、140、142-1、145-3、152-3	87	例 群 施 馬 行 県 規 砂 則 防 の 指 定 地 に 管 理 条 例 及 び 同 条	水かん保1ha、 土流防保8ha、 急傾危険1haと重複
	片品村	17、21-2、21-7、23、24、54、56、60、81、87、93、95-2、98-2、99-1、99-3、99-4、139、140	111		水かん保87ha、 土流防保5ha、 国立公22ha、 国立公33ha、 急傾危険0haと重複
	川場村	17、19、26、43、44-1、45、47、48、49、50、53	4		干害防保0haと重複
	昭和村	6、15、16、19、22、28、29	4		土流防保0haと重複
	みなかみ町	1、19、25、26、27-1、27-2、28、29、33、35、39、41、45、46、51、52、53、54、55、57、58、87、90、110、113、114、115、120、126、127、128、129、130、131、141、144、145、146、147、148、150	72		土流防保9ha、 土崩防保0ha、 雪崩防保0ha、 国立公20haと重複
	計		278		
史跡名勝天然記念物	沼田市	140、142-2、142-3、142-4	17	るる急 法災傾 律害斜 のの地 定防の め止崩 にに壊 よ関に るすよ	水かん保7haと重複
	片品村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16	6,219		水かん保5,647ha、 保健保5,647ha、 国立公特6,219haと重複
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
計		6,236			
急傾斜地崩壊危険地域	沼田市	23、24、26、27、49、82、95、97、102、103、137、140、142-2、142-3、152-1、157-1	17	定 文 め 化 に 財 よ 保 る 護 法 の	土流防保1ha、 土崩防保1ha、 砂防指定1haと重複
	片品村	17、18、19、20、21-1、88、91-1、91-3、94、98-2、99-1	22		土流防保2ha、 砂防指定0haと重複
	川場村	20、21、49	3		
	昭和村	2、16、17、18、19、22、27、28	10		土流防保0haと重複
	みなかみ町	11、19、29、37、46、47、54、55、60、87、99-2、135、139、143、144、148、150	20		土流防保0haと重複
	計		71		

2 その他必要な事項

特になし

別表 1-(1) 制限林の施業方法

施業方法		備考	
伐採方法 ※1	その他		
伐採方法	伐採制限		
<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採は主として区分皆伐による。 ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は択伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主伐</p> <p>(1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2</p> <p>ア 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。</p> <p>イ 1伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。</p> <p>(2) 択伐の限度は別表1-(2)による。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内とする。</p>	<p>1 植栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※3</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日とする。</p> <p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>

別表 1 - (2) 制限林の施業方法

施業方法		備考
伐採方法	伐採制限	
<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採は主として択伐とする。 ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内とする。</p>	

別表 1-(3) 制限林の施業方法

施 業 方 法		備 考
伐 採 方 法 ※1	そ の 他	
伐 採 方 法	伐 採 制 限	
<p>1 主 伐</p> <p>(1) 伐採は原則として禁伐とする。 ただし、被害を生ずる恐れが少ない箇所は択伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p>	<p>1 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。</p>	<p>1 植 栽</p> <p>原則として植栽は行わない。</p> <p>2 その他 ※2</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>

別表 1-(4) 制限林の施業方法

施業方法		備考	
伐採方法 ※1	その他		
伐採方法	伐採制限		
<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採は原則として択伐とする。 なお、景観維持を目的とする森林のうち主要な利用施設または眺望点からの視界外にある箇所は区分皆伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主伐</p> <p>(1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2</p> <p>ア 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。</p> <p>イ 1 伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。</p> <p>(2) 択伐の限度は別表1-(2)による。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内とする。</p>	<p>1 植栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※3</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日とする。</p> <p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区分	区域面積 ①	森林面積							森林比率 ②/①×100
		総数 ②	国有林			民有林			
			総数	林野庁所管	その他省庁	総数	5条対象	5条対象外	
総数	176,569	151,572	96,641	96,650	-	54,932	54,932	-	86
沼田市	44,346	35,391	25,583	25,583	-	9,808	9,808	-	80
片品村	39,176	36,202	8,889	8,889	-	27,313	27,313	-	92
川場村	8,525	7,321	4,351	4,351	-	2,970	2,970	-	86
昭和村	6,414	2,555	1,155	1,155	-	1,401	1,401	-	40
みなかみ町	78,108	70,103	56,664	56,664	-	13,439	13,439	-	90

注：区域面積は、令和元年度群馬県市町村要覧による。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気温 (°C)			年間降水量 (mm)	最高積雪深 (cm)	主風の方向	備考
	極最高	極最低	年平均				
藤原	33.9	-14.6	9.5	1,681	293	北	みなかみ町
みなかみ	34.4	-11.4	10.9	1,695	223	南	みなかみ町
沼田	37.5	-13.1	12.5	1,119		北西	沼田市

注：前橋气象台資料（平成27年～令和元年度）による。

イ 地 勢

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質・土壌等

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総数	176,569	151,572	8,463	1,847	6,610	16,534	2,426
沼田市	44,346	35,391	3,200	782	2,420	5,755	1,127
片品村	39,176	36,202	674	124	550	2,300	201
川場村	8,525	7,321	509	199	310	695	106
昭和村	6,414	2,555	2,360	64	2,290	1,499	310
みなかみ町	78,108	70,103	1,720	678	1,040	6,285	682

注：森林以外については、平成30年～令和元年度関東農林水産統計年報、令和元年群馬県市町村要覧による。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	323,971	14,864	13,972	840	53	100,922	208,184
沼田市	164,876	5,412	5,030	338	44	40,513	118,952
片品村	16,127	1,090	955	128	7	2,824	12,213
川場村	13,262	1,061	1,007	53	2	2,060	10,140
昭和村	31,549	5,145	5,121	24	-	13,346	13,058
みなかみ町	98,156	2,155	1,859	295	0	42,179	53,822

注：平成29年度市町村民経済計算による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	42,956	6,887	6,616	257	14	9,596	26,023
沼田市	24,516	2,951	2,810	136	5	6,037	15,137
片品村	2,512	526	478	44	4	454	1,514
川場村	1,671	438	410	26	2	356	876
昭和村	4,250	1,936	1,925	11	-	685	1,620
みなかみ町	10,007	1,036	993	40	3	2,064	6,876

注：1 平成27年度国勢調査による。
2 総数には分類不能を含む。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		54,932	12,878	114	163	-	-	270	4	1	267	11	1		
立木地	総数	総数	52,235	12,878	114	163	-	-	270	4	1	267	11	1	
		針	24,904	8,659	88	49	-	-	95	-	-	48	2	0	
		広	27,332	4,219	26	115	-	-	176	4	1	218	9	1	
	人工林	総数	総数	17,001	7,279	82	68	-	-	141	2	0	100	5	1
			針	16,717	7,257	81	49	-	-	95	-	-	48	2	0
			広	284	23	1	20	-	-	46	2	0	52	3	0
		育成単層林	総数	16,876	7,251	81	68	-	-	136	2	0	98	5	1
			針	16,610	7,231	80	49	-	-	90	-	-	46	2	0
			広	266	21	1	20	-	-	46	2	0	52	3	0
		育成複層林	総数	38	13	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			針	87	15	1	-	-	-	5	-	-	2	0	0
			広	5	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天然林	総数	総数	35,234	5,599	32	95	-	-	130	2	0	166	6	1
			針	8,186	1,402	7	-	-	-	-	-	0	0	0	
			広	27,048	4,196	25	95	-	-	130	2	0	166	6	1
		育成単層林	総数	172	25	0	0	-	-	5	0	0	4	0	0
			針	6	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	166	25	0	0	-	-	5	0	0	4	0	0
育成複層林		総数	21	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		針	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	20	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天然生林		総数	35,041	5,571	32	95	-	-	124	2	0	163	6	1	
		針	8,179	1,402	7	-	-	-	-	-	-	0	0	0	
		広	26,862	4,169	25	95	-	-	124	2	0	162	6	1	
竹林		248	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地		総数	1,080	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		伐採跡地	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	未立木地	983	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		1,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

4 齡級			5 齡級			6 齡級			7 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
193	13	1	435	40	2	841	106	4	1,466	222	6
193	13	1	435	40	2	841	106	4	1,466	222	6
42	4	0	110	15	1	264	53	3	483	116	4
151	9	1	325	25	1	577	53	2	983	106	2
72	6	1	149	19	1	311	58	3	510	120	4
42	4	0	110	15	1	264	53	3	480	116	4
30	2	0	39	4	0	47	5	0	31	4	0
69	6	0	136	17	1	275	53	3	490	116	4
39	4	0	99	13	1	237	48	3	462	112	4
30	2	0	38	4	0	38	5	0	28	4	0
-	-	-	-	-	-	4	1	0	2	0	0
4	0	0	12	2	0	33	5	0	19	4	0
-	-	-	-	-	-	2	0	0	1	0	0
4	0	0	11	2	0	25	4	0	16	4	0
-	-	-	-	-	-	2	0	0	0	0	-
-	-	-	1	0	0	7	1	0	2	0	0
121	7	1	286	21	1	530	48	1	956	102	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	0	0
121	7	1	286	21	1	530	48	1	952	102	2
-	-	-	2	0	0	2	0	0	3	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	0	0	2	0	0	3	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	7	1	284	21	1	528	48	1	946	101	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	0	0
121	7	1	284	21	1	528	48	1	943	101	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		8 齡級			9 齡級			10 齡級			11 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		1,406	270	7	1,687	407	8	2,421	685	10	3,255	1,036	13		
立木地	総数	総数	1,406	270	7	1,687	407	8	2,421	685	10	3,255	1,036	13	
		針	614	178	5	981	317	7	1,449	555	9	2,143	877	11	
		広	791	92	1	706	90	1	972	131	1	1,112	159	2	
	人工林	総数	総数	604	179	5	920	314	6	1,400	551	9	2,039	868	11
			針	589	177	5	919	314	6	1,400	551	9	2,038	868	11
			広	15	2	0	2	0	0	0	0	-	0	0	0
		育成単層林	総数	591	176	5	918	313	6	1,393	548	9	2,034	866	11
			針	580	174	5	916	313	6	1,392	548	9	2,034	866	11
			広	11	1	0	2	0	0	0	0	-	0	0	0
		育成複層林	総数	4 9	1 2	0 0	2 0	1 0	0 0	7 -	3 -	0 -	4 -	2 -	0 -
			針	1 8	0 2	0 0	2 0	1 0	0 0	7 -	3 -	0 -	4 -	2 -	0 -
			広	3 1	0 0	0 0	- -								
		天然林	総数	総数	802	91	1	767	93	1	1,021	134	2	1,216	168
	針			26	1	0	63	4	0	49	4	0	105	9	0
	広			776	90	1	704	90	1	972	131	1	1,111	159	2
	育成単層林		総数	16	2	0	15	2	0	19	3	0	24	3	0
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0	0
			広	16	2	0	15	2	0	19	3	0	19	3	0
	育成複層林		総数	1 -	0 -	- -	2 -	0 -	0 -						
			針	- -											
広			1 -	0 -	- -	2 -	0 -	0 -							
天然生林	総数		785	89	1	751	91	1	1,002	131	2	1,190	165	2	
	針	26	1	0	63	4	0	49	4	0	99	9	0		
	広	759	88	1	689	87	1	953	128	1	1,091	156	2		
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			1 5 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
4,577	1,640	16	6,787	2,162	17	4,581	1,523	10	2,064	549	4
4,577	1,640	16	6,787	2,162	17	4,581	1,523	10	2,064	549	4
3,359	1,456	14	3,850	1,702	14	2,392	1,167	8	594	305	2
1,218	184	2	2,936	460	3	2,189	356	2	1,470	244	2
3,257	1,446	14	3,496	1,667	13	2,258	1,151	8	590	305	2
3,257	1,446	14	3,495	1,667	13	2,258	1,151	8	590	305	2
-	-	-	1	0	0	-	-	-	-	-	-
3,253	1,445	14	3,494	1,666	13	2,254	1,150	8	586	303	2
3,253	1,445	14	3,493	1,666	13	2,254	1,150	8	586	303	2
-	-	-	1	0	0	-	-	-	-	-	-
4	2	0	2	1	0	5	2	0	4	2	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	2	0	2	1	0	5	2	0	4	2	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,320	194	2	3,291	495	4	2,323	371	2	1,474	245	2
102	9	0	355	35	1	134	16	0	4	1	0
1,218	184	2	2,935	460	3	2,189	356	2	1,470	244	2
9	1	0	16	3	0	16	3	0	6	1	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	1	0	16	3	0	16	3	0	6	1	0
4	1	0	4	1	0	2	0	0	1	0	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	1	0	4	1	0	2	0	0	1	0	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,307	192	2	3,270	492	4	2,305	368	2	1,467	243	2
102	9	0	355	35	1	134	16	0	4	1	0
1,205	182	2	2,915	457	3	2,171	352	2	1,463	243	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		1,076	324	2	1,480	344	3	682	165	1	1,346	261	2		
立木地	総数	総数	1,076	324	2	1,480	344	3	682	165	1	1,346	261	2	
		針	378	209	1	516	188	1	245	93	1	624	142	1	
		広	698	115	1	964	156	1	437	71	0	722	119	1	
	人工林	総数	総数	377	208	1	288	153	1	135	76	1	97	55	0
			針	377	208	1	288	153	1	135	76	1	97	55	0
			広	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
		育成単層林	総数	377	208	1	288	153	1	135	76	1	97	55	0
			針	377	208	1	288	153	1	135	76	1	97	55	0
			広	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
		育成複層林	総数	0	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-
			針	0	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天然林	総数	総数	699	116	1	1,192	190	2	548	89	1	1,249	206	2
			針	1	1	0	228	34	0	111	17	0	527	87	1
			広	698	115	1	964	156	1	437	71	0	722	119	1
		育成単層林	総数	1	0	0	1	0	0	-	-	-	9	2	0
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
			広	1	0	0	1	0	0	-	-	-	9	2	0
		育成複層林	総数	-	-	-	0	0	-	0	0	-	1	0	0
			針	-	-	-	0	0	-	-	-	-	1	0	0
			広	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0	-
天然生林		総数	699	115	1	1,191	190	2	547	89	1	1,239	204	2	
		針	1	1	0	228	34	0	111	17	0	526	87	1	
		広	697	115	1	963	156	1	437	71	0	713	118	1	
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

2 0 齡級			2 1 齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
726	146	1	16,512	2,971	5
726	146	1	16,512	2,971	5
324	78	1	6,342	1,203	4
402	67	0	10,171	1,768	1
62	34	0	126	63	0
62	34	0	126	63	0
-	-	-	0	0	-
62	34	0	122	62	0
62	34	0	122	61	0
-	-	-	0	0	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	4	2	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	4	2	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
664	112	1	16,386	2,908	5
262	45	0	6,216	1,140	4
402	67	0	10,170	1,768	1
0	0	-	23	4	-
-	-	-	-	-	-
0	0	-	23	4	-
-	-	-	0	0	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	0	0	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	0	0	-
-	-	-	-	-	-
664	112	1	16,363	2,904	5
262	45	0	6,216	1,140	4
402	67	0	10,147	1,765	1
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総数	立											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	54,932	52,235	24,904	27,332	17,001	16,717	284	16,876	16,610	266	125	107	17
	材積	12,878	12,878	8,659	4,219	7,279	7,257	23	7,251	7,231	21	28	26	2
	成長量	114	114	88	26	82	81	1	81	80	1	1	1	0
制限林	面積	32,626	30,468	15,114	15,354	7,059	6,951	108	6,957	6,866	91	103	85	17
	材積	6,609	6,609	4,087	2,522	2,698	2,690	8	2,677	2,671	6	21	20	2
	成長量	48	48	40	9	33	32	0	32	32	0	1	1	0
普通林	面積	22,305	21,767	9,790	11,978	9,942	9,766	176	9,920	9,744	176	22	22	0
	材積	6,269	6,269	4,572	1,697	4,581	4,567	15	4,575	4,560	15	6	6	0
	成長量	66	66	48	17	49	48	1	49	48	1	0	0	-

単位 面積：ha、材積・成長量：1,000m³

木 地												竹 林	無 立 木 地			更 新 困 難 地
天 然 林													總 數	伐 採 跡 地	未 立 木 地	
總 數			育成單層林			育成複層林			天然生林							
總數	針	広	總數	針	広	總數	針	広	總數	針	広					
35,234	8,186	27,048	172	6	166	21	1	20	35,041	8,179	26,862	248	1,080	97	983	1,368
5,599	1,402	4,196	25	1	25	3	0	2	5,571	1,402	4,169	-	-	-	-	-
32	7	25	0	0	0	0	0	0	32	7	25	-	-	-	-	-
23,409	8,163	15,246	67	6	61	15	1	13	23,327	8,155	15,172	39	760	6	753	1,359
3,911	1,397	2,514	10	1	10	2	0	1	3,899	1,396	2,503	-	-	-	-	-
16	7	8	0	0	0	0	0	0	15	7	8	-	-	-	-	-
11,826	24	11,802	105	-	105	6	-	6	11,714	24	11,690	209	320	90	230	9
1,688	6	1,682	15	-	15	1	-	1	1,672	6	1,666	-	-	-	-	-
17	0	17	0	-	0	0	-	0	17	0	16	-	-	-	-	-

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	54,932	52,235	24,904	27,332	17,001	16,717	284	16,876	16,610	266	125	107	17
	材積	12,878	12,878	8,659	4,219	7,279	7,257	23	7,251	7,231	21	28	26	2
沼田市	面積	9,808	9,564	4,760	4,804	4,840	4,757	83	4,782	4,699	83	59	59	-
	材積	2,748	2,748	2,075	673	2,081	2,074	7	2,065	2,058	7	16	16	-
片品村	面積	27,313	25,233	13,052	12,181	4,989	4,968	21	4,966	4,945	21	23	23	-
	材積	5,282	5,282	3,257	2,025	1,875	1,874	1	1,872	1,871	1	3	3	-
川場村	面積	2,970	2,934	1,930	1,004	1,975	1,913	62	1,939	1,894	46	36	20	16
	材積	1,038	1,038	897	141	900	894	6	893	888	4	7	5	2
昭和村	面積	1,401	1,346	763	583	822	761	61	819	760	59	2	1	1
	材積	444	444	364	80	369	364	5	368	363	5	1	1	0
みなかみ町	面積	13,439	13,159	4,399	8,760	4,375	4,318	57	4,371	4,313	57	4	4	-
	材積	3,366	3,366	2,067	1,300	2,055	2,051	4	2,054	2,050	4	1	1	-

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

地												竹林	無立木地			更新困難地
天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
35,234	8,186	27,048	172	6	166	21	1	20	35,041	8,179	26,862	248	1,080	97	983	1,368
5,599	1,402	4,196	25	1	25	3	0	2	5,571	1,402	4,169	-	-	-	-	-
4,724	2	4,722	54	-	54	-	-	-	4,670	2	4,668	83	150	49	102	11
667	1	666	8	-	8	-	-	-	659	1	658	-	-	-	-	-
20,244	8,084	12,160	29	6	23	7	1	6	20,208	8,077	12,131	6	727	16	711	1,347
3,407	1,383	2,024	4	1	3	1	0	0	3,402	1,382	2,020	-	-	-	-	-
958	16	942	33	-	33	8	-	8	917	16	901	9	27	2	26	0
138	3	135	4	-	4	1	-	1	132	3	129	-	-	-	-	-
524	2	522	1	-	1	-	-	-	523	2	521	37	18	4	14	0
75	0	75	0	-	0	-	-	-	75	0	75	-	-	-	-	-
8,784	81	8,703	55	-	55	6	-	6	8,723	81	8,642	113	157	26	131	10
1,312	16	1,296	8	-	8	1	-	1	1,302	16	1,287	-	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木												
			総 数			人 工 林									
						総 数			育成単層林			育成複層林			
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	
総数	面積	54,932	52,235	24,904	27,332	17,001	16,717	284	16,876	16,610	266	125	107	17	
	材積	12,878	12,878	8,659	4,219	7,279	7,257	23	7,251	7,231	21	28	26	2	
県有林	面積	426	426	253	173	248	246	2	248	246	2	-	-	-	
	材積	138	138	110	29	109	108	0	109	108	0	-	-	-	
市町村有林	面積	2,052	2,019	1,336	683	1,359	1,315	44	1,338	1,298	40	21	17	4	
	材積	650	650	553	97	554	551	3	549	547	2	5	4	0	
私有林	法人	面積	30,277	28,310	13,236	15,074	5,456	5,370	86	5,405	5,329	77	51	41	10
		材積	5,824	5,824	3,372	2,453	2,030	2,024	6	2,020	2,015	5	10	9	1
	共有	面積	6,696	6,424	2,279	4,145	2,041	2,006	34	2,015	1,982	33	26	24	1
		材積	1,483	1,483	881	602	838	834	3	832	828	3	6	6	0
	個人	面積	15,348	14,929	7,774	7,156	7,866	7,754	112	7,839	7,730	109	27	24	2
		材積	4,756	4,756	3,732	1,024	3,737	3,728	10	3,730	3,721	10	7	7	0
その他	面積	132	127	26	101	31	26	5	31	26	5	-	-	-	
	材積	26	26	11	15	12	11	0	12	11	0	-	-	-	

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

地												竹林	無立木地			更新困難地
天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
35,234	8,186	27,048	172	6	166	21	1	20	35,041	8,179	26,862	248	1,080	97	983	1,368
5,599	1,402	4,196	25	1	25	3	0	2	5,571	1,402	4,169	-	-	-	-	-
178	7	170	-	-	-	-	-	-	178	7	170	-	0	0	-	-
30	1	29	-	-	-	-	-	-	30	1	29	-	-	-	-	-
660	21	639	9	-	9	-	-	-	651	21	630	3	21	4	17	10
96	2	94	1	-	1	-	-	-	95	2	93	-	-	-	-	-
22,854	7,866	14,988	78	6	72	15	1	14	22,761	7,859	14,902	12	610	10	600	1,345
3,794	1,347	2,447	11	1	11	2	0	2	3,781	1,347	2,434	-	-	-	-	-
4,383	272	4,111	27	-	27	1	-	1	4,355	272	4,082	10	256	17	238	7
645	47	598	4	-	4	0	-	0	641	47	594	-	-	-	-	-
7,063	19	7,044	58	-	58	5	-	5	7,001	19	6,981	222	190	65	124	7
1,019	5	1,014	8	-	8	1	-	1	1,010	5	1,005	-	-	-	-	-
96	-	96	0	-	0	-	-	-	96	-	96	0	4	0	4	-
14	-	14	0	-	0	-	-	-	14	-	14	-	-	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区分	保			安			林				計	
	保安林かん養	保安砂流出防備	保安砂崩壊防備	飛砂防備	防風保安林	水害防備	干害防備	なだれ防止	落石防止	保健保安林		風致保安林
総数	(-) 27,267	(-) 2,912	(-) 41	(-) -	(-) 43	(-) 11	(-) 182	(-) 27	(-) 7	(6,072) -	(-) 0	(6,072) 30,491
沼田市	(-) 1,261	(-) 828	(-) 10	(-) -	(-) 2	(-) -	(-) 36	(-) -	(-) 2	(134) -	(-) 0	(134) 2,139
片品村	(-) 24,233	(-) 1,323	(-) 9	(-) -	(-) -	(-) 0	(-) -	(-) -	(-) -	(5,809) -	(-) -	(5,809) 25,565
川場村	(-) 442	(-) 26	(-) 0	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 95	(-) 4	(-) -	(8) -	(-) -	(8) 568
昭和村	(-) 129	(-) 216	(-) 6	(-) -	(-) 41	(-) 10	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 402
みなかみ町	(-) 1,202	(-) 520	(-) 15	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 50	(-) 23	(-) 5	(122) -	(-) -	(122) 1,816

注： 1 左側の欄から記入し、左側の制限林と重複する面積は上段に()書きで外数とした。
 2 砂防指定地より右側の面積は見込みである。

單位 面積:ha

保安施設地区	砂防指定地	崩壊危険区域	自然公園(国立公園)						計	地域特別地区 自然環境保全	史跡名勝 天然記念物	合計
			特別保護区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	普通地区					
(-)	(110)	(5)	(5,762)	(2,292)	(4,118)	(5,565)	(1,599)	(19,336)	(-)	(6,225)	(31,748)	
0	168	66	572	17	41	-	-	630	209	10	31,575	
(-)	(9)	(3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(7)	(152)	
0	77	14	-	-	-	-	-	-	-	10	2,241	
(-)	(91)	(2)	(5,762)	(2,292)	(4,043)	(5,565)	(1,599)	(19,260)	(-)	(6,219)	(31,381)	
-	20	20	572	17	30	-	-	619	-	-	26,224	
(-)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(9)	
-	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	575	
(-)	(0)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)	
-	4	10	-	-	-	-	-	-	-	-	415	
(-)	(9)	(0)	(-)	(-)	(76)	(-)	(-)	(76)	(-)	(-)	(206)	
-	63	19	-	-	11	-	-	11	209	-	2,119	

(6) 樹種別面積・材積表

単位 面積：h a、材積：1,000m³

樹種	林種	総数		人工林		天然林	
		面積	材積	面積	材積	面積	材積
総	数	52,235	12,878	17,001	7,279	35,234	5,599
ス	ギ	7,573	4,069	7,573	4,069	-	-
ヒ	ノキ	1,209	308	1,209	308	-	-
マ	ツ	2,312	866	2,303	863	9	3
カ	ラマツ	5,173	1,857	5,173	1,857	-	-
	その他針葉樹	8,637	1,559	460	160	8,178	1,399
ク	ヌギ	67	12	5	1	62	12
ア	カシア	60	9	0	-	59	9
	ぼう芽更新	16,320	2,378	-	-	16,320	2,378
	天然下種更新	10,015	1,695	-	-	10,015	1,695
	その他広葉樹	871	125	278	22	592	103

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：h a

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
該当なし								

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：h a

区分	荒廃地			荒廃危険地
	崩壊地	地すべり地	小計	
管内総数	0.34	-	0.34	3,726.92
沼田市	-	-	-	675.69
片品村	-	-	-	1,094.94
川場村	-	-	-	123.85
昭和村	0.23	-	0.23	212.20
みなかみ町	0.11	-	0.11	1,620.24

(9) 森林の被害

単位 面積：h a

種類	山火事			水害			雪害			凍害			病虫害			野兎鼠害			獣害		
	29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1
総数	—	0.3	0.1	—	4.1	0.0	—	—	—	—	0.5	—	4.2	2.5	1.2	—	0.3	—	16.0	9.2	5.1
沼田市	—	0.3	0.1	—	2.1	—	—	—	—	—	—	—	3.0	0.4	0.5	—	—	—	4.1	3.3	3.1
片品村	—	—	—	—	0.2	—	—	—	—	—	0.5	—	0.0	—	—	—	—	—	11.4	5.6	1.7
川場村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.0	0.0	—	—	—	0.3	0.1	0.1
昭和村	—	—	—	—	0.9	0.0	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.2	—	—	—	—	—	—
みなかみ町	—	—	—	—	0.9	0.0	—	—	—	—	—	—	1.0	1.9	0.5	—	0.3	—	0.1	0.2	0.2

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

所有階層別 区分		総数	0.3 未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~3.0	3.0~5.0
総数	所有者数	12,032	4,412	1,495	1,936	2,517	646
	面積	54,932	624	578	1,375	4,375	2,496
沼田市	所有者数	4,680	1,872	592	718	933	241
	面積	9,808	264	230	506	1,594	931
片品村	所有者数	1,601	512	204	307	354	77
	面積	27,313	76	79	222	613	294
川場村	所有者数	927	288	100	132	258	65
	面積	2,970	40	38	94	464	249
昭和村	所有者数	1,072	446	195	196	163	36
	面積	1,401	67	74	133	275	135
みなかみ町	所有者数	3,752	1,294	404	583	809	227
	面積	13,439	178	156	420	1,429	886

注：複数の市町村に森林を所有する所有者については、森林の所在する各市町村ごとに集計を行っている。

単位 所有者数：人 面積：h a

5.0～10.0	10.0～ 20.0	20.0～ 30.0	30.0～ 50.0	50.0～ 100.0	100.0～ 200.0	200.0～ 500.0	500.0 以上
553	277	70	51	38	19	9	9
3,872	3,836	1,687	1,836	2,602	2,596	2,770	26,285
189	90	12	13	14	2	2	2
1,346	1,259	297	459	952	249	520	1,201
84	32	12	4	6	2	2	5
567	453	301	142	397	286	675	23,208
42	25	7	5	2	2	-	1
282	339	163	173	134	285	-	708
20	10	1	4	-	-	1	-
140	129	21	138	-	-	287	-
218	120	38	25	16	13	4	1
1,536	1,656	906	923	1,120	1,776	1,288	1,167

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：h a

区分	総数		公有林		私有林		備考
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数	(3) 6	(645) 2,750	(1) 3	(52) 216	(3) 5	(593) 2,534	
沼田市	(1) 3	(138) 1,375	(-) 1	(-) 2	(1) 3	(138) 1,374	
片品村	(1) 4	(164) 240	(-) -	(-) -	(1) 4	(164) 240	
川場村	(1) 3	(343) 418	(1) 2	(52) 127	(1) 2	(291) 291	
昭和村	(-) 2	(-) 156	(-) 1	(-) 54	(-) 1	(-) 102	
みなかみ町	(-) 3	(-) 561	(-) 1	(-) 33	(-) 3	(-) 527	

注：1 令和元年度末時点での認定状況。

2 市町村別の人数欄は、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載し、当該市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数を上段に（）書きで内数とした。

3 市町村別の面積欄は、人数欄の人数に対応する面積を記載し、人数欄の（）書きの人数に対応する面積を上段に（）書きで内数とした。

4 総数の欄の人数は市町村別内訳の合計でなく当該管内及び当該森林計画区の認定森林所有者等の数を記載。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：h a

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	-	-	-	-	
沼田市	-	-	-	-	
片品村	-	-	-	-	
川場村	-	-	-	-	
昭和村	-	-	-	-	
みなかみ町	-	-	-	-	

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤理事 ・ 職員数	出資金総数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
森 林 組 合	総数		4,833	15	87,680	21,997	
	片品村	片品村	646	3	4,590	4,532	
	沼田市 川場村 昭和村 みなかみ町	利根沼田	4,187	12	83,090	17,465	
生 産 森 林 組 合	総数		1,040	-	291,444	1,273	
	沼田市	柿平	7	-	1,400	67	
		多那	79	-	4,050	80	
		輪組	43	-	6,450	125	
		高戸谷	20	-	4,080	90	
		砂川	24	-	6,075	36	
		日向南郷	16	-	4,991	22	
		日陰南郷	8	-	12,320	55	
		下川田	200	-	18,596	54	
	川場村	門前	68	-	44,812	76	
		天神	51	-	33,660	60	
	みなかみ町	入須川	86	-	23,220	147	
		後閑	124	-	24,000	149	
		真政	31	-	504	15	
		上牧	88	-	28,701	180	
		下津	195	-	78,585	117	

注：令和元年度版森林組合現況表による。

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

区分		総数	片品村	利根沼田	
部門別					
指導	収益	1,264	1,064	200	
	費用	1,434	928	506	
販売	収益	79,161	2,741	76,420	
	費用	48,824	2,037	46,787	
加工	収益	6,160	-	6,160	
	費用	10,302	-	10,302	
森林整備 ・利用	収益	308,307	41,834	266,473	
	費用	175,340	13,233	162,107	
購買	収益	15,146	3,717	11,429	
	費用	12,310	2,601	9,709	
金融	収益	41	-	41	
	費用	30	-	30	
事業管理費		153,370	22,161	131,209	
収益		410,079	49,356	360,723	
費用		248,240	18,799	229,441	
事業総利益		8,469	8,396	73	

注：令和元年度版森林組合現況表による。

(5) 林業事業体等の現況

単位：事業者数

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業		木材・木製品製造業			その他
				うち 素材市売市場	製造業	チップ生産	その他	
総数	3	21	10	-	9	6	-	8
沼田市	-	10	7	-	6	4	-	7
片品村	1	5	-	(-)	-	-	-	-
川場村	1	2	1	(-)	1	1	-	-
昭和村	-	2	-	-	-	-	-	-
みなかみ町	1	2	2	(-)	2	1	-	1

注：令和元年次木材基本調査による。

(6) 林業労働力の概況

ア 林業後継者等

区 分	林研グループ		
	団体数	人数	摘 要
総 数	2	11	
沼田市	-	-	
片品村	-	-	
川場村	-	-	
昭和村	-	-	
みなかみ町	2	11	

注：令和元年度末資料による。

イ 森林組合における作業班の年齢階層別作業員数

単位：人

組合名	総数		30才未満		30～39		40～49		50～59		60才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	42	2	3	1	10	-	17	-	4	-	8	1
片品村	12	-	-	-	2	-	5	-	2	-	3	-
利根沼田	30	2	3	1	8	-	12	-	2	-	5	1

注：令和元年度版森林組合現況表による。

ウ 森林組合における作業班員の就業日数別作業員数

単位 実人員：人、延日数：日

組合名	総数		59日以下		60～149		150～209		210日以上	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総 数	44	8,333	5	100	7	689	6	1,119	26	6,425
片品村	12	1,110	4	92	6	618	1	181	1	219
利根沼田	32	7,223	1	8	1	71	5	938	25	6,206

注：令和元年度版森林組合現況表による。

(7) 林業機械化の概況

機械種名	摘 要	単 位	所 有 区 分 別 数 量								
			公有林	学校林	会 社	森林組合	その他組合	林研グループ	集 落	個 人	合 計
ハーベスタ		台			1	3					4
タワーヤーダ		〃									-
スイングヤーダ		〃			4						4
フォーワーダ	積載式集材専用トラクタ	〃			5	4	3			1	13
プロセッサ		〃			11		1			1	13
スキッダ	牽引式集材専用のトラクタ	〃									-
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械以外の高性能林業機械	〃			9						9
索道重量式		セット									-
索道動力式		〃									-
小型集材機	動力10ps未満	台			1					1	2
大型集材機	動力10ps以上	〃			2					4	6
モノケーブル	ジグザグ集材施設	〃									-
リモコンウインチ		〃			9					1	10
自走式搬器		〃			1						1
モノレール	懸垂式を含む	〃									-
小型運材車	動力20ps未満	〃			1					4	5
小型運材車	動力20ps以上	〃		1	16					3	20
ホイールトラクタ	主として集材用	〃			10					1	11
クローラトラクタ	〃	〃			2					3	5
育林用トラクタ	主として育林作業用	〃									-
フォークリフト		〃			11					1	12
フォークローダ		〃								1	1
クレーン	トラッククレーン、ホイールクレーン等	〃									-
クレーン付トラック		〃			4					6	10
トラクタショベル	搬出、育林等に係わる土工用	〃								1	1
バックホー	〃	〃			37					3	40
チェーンソー		〃		11	200	55				52	318
刈払機	携帯式刈払機	〃		7	160	45				27	239
植穴掘機		〃			1	1					2
動力枝打機	自動木登り式	〃		11		4					15
動力枝打機	上記以外のもの	〃			1	1					2
苗畑用トラクタ		〃			1					1	2
チェーンソーリモコン装置	リモコンチェーンソー架台	〃									-
グラップル運材機能なし	グラップルローダ作業車	〃			27	2				7	36
グラップル運材機能あり	グラップルローダ付トラック	〃			8					4	12
樹木粉砕器	伐倒木等を粉砕する機械	〃		2	1						3

- 注：1 本表の林業機械は、主として伐採搬出（貯木場での作業を含む）、育林（苗木生産、地拵、植付、下刈、除伐等）に使用されるもの。（製材工場で使用されるものは含まない。）
2 平成30年度において1日以上稼働したもので、令和元年3月31日現在保有しているもの。
3 その他組合とは機械利用共同組合、素材生産組合等。

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 路線数：箇所、延長：m、密度m/ha

区 分	路線数累計	延長累計	密 度
総数	865	832,676	15
沼田市	309	291,250	30
片品村	104	91,454	3
川場村	167	169,252	57
昭和村	43	62,897	42
みなかみ町	242	217,823	16

注：令和元年度までの累計の実績である。

(9) その他

林産物の生産量

区 分	生しいたけ t	乾しいたけ t	なめこ t	えのきたけ t	ひらたけ t	ぶなしめじ t	まいたけ t	竹材 束
総 数	519	1	23	4	6	8	132	-
沼田市	184	0	22	-	1	-	58	-
片品村	-	-	0	-	1	8	46	-
川場村	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和村	-	-	-	-	-	-	-	-
みなかみ町	335	1	1	4	5	-	28	-

区 分	桐材 m3	木炭 t	薪 m3	タケノコ t	フキ t	フキノトウ t	ワラビ t	タラノメ t
総 数	-	19	509	-	-	9	-	2
沼田市	-	-	195	-	-	9	-	2
片品村	-	19	-	-	-	-	-	-
川場村	-	-	180	-	-	-	-	-
昭和村	-	-	-	-	-	-	-	-
みなかみ町	-	-	134	-	-	-	-	-

注：令和元年次の実績である。

4 前期計画の実行状況（過去5年間）

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	120	280	400	172	257	429	143	92	107
針葉樹	60	280	340	116	257	373	193	92	110
広葉樹	60	—	60	56	—	56	93	—	93

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成28～令和2年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
ただし、令和2年度の実行量は見込値である。

(2) 間伐面積

単位 面積：h a、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
3,500	1,845	53

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成28～令和2年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
ただし、令和2年度の実行量は見込値である。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：h a、実行歩合：%

総 数			人工造林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
500	272	54	190	125	66	310	147	47

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成28～令和2年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
ただし、令和2年度の実行量は見込値である。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	50.2	4.1	8%	41.8	9.4	22%
うち林業専用道	34.7	3.9	11%	-	-	-

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成28～令和2年度)の計画量である。
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
 ただし、令和2年度の実行量は見込値である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	1431	314	22	9	1	11
水源涵養のための保安林	756	150	20	6	1	17
災害防備のための保安林	594	164	28	3	-	-
保健、風致の保存等のための保安林	81	-	-	-	-	-

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
-	-	-

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

区分	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
山地治山(箇所)	23	24	104
総合治山(箇所)	-	-	-
水源地域整備(箇所)	1	1	100
保安林整備(地区)	12	12	100

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成28～令和2年度)の計画量である。
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
 ただし、令和2年度の実行量は見込値である。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

施業区分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	-	-	-
	人工林	-	-	-
	天然林	-	-	-
保 育		-	-	-
伐 採	総 数	-	-	-
	主 伐	-	-	-
	間 伐	-	-	-
その他		-	-	-

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成28～令和2年度)の計画量である。
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
 ただし、令和2年度の実行量は見込値である。

5 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：h a

農 用 地	ゴルフ場等 レジャ ー施 設用 地	住宅、別荘、 工場等建物敷 地及びその付 帯施設	道 路 敷	ダ ム 敷	そ の 他 民 有 地	原 野	合 計
1	1	2	0	1	89	-	94

注：前計画の前半5ヶ年(平成28～令和2度)での異動量である。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：h a

原 野	農 用 地	牧草採草地	そ の 他 民 有 地	国 有 林 官行造林地	合 計
20	1	-	2	-	23

注：前計画の前半5ヶ年(平成28～令和2年度)での異動量である。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：h a、材積：1,000m³、延長：km

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総 数	430	510	550	580	620	650	680	700
		針葉樹	390	460	490	510	540	560	580	590
		広葉樹	40	50	60	70	80	90	100	110
	主伐	総 数	180	220	260	290	330	360	390	410
		針葉樹	140	170	200	220	250	270	290	300
		広葉樹	40	50	60	70	80	90	100	110
	間伐	総 数	250	290	290	290	290	290	290	290
		針葉樹	250	290	290	290	290	290	290	290
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-
造林面積	総 数	540	650	650	650	650	650	650	650	
	人工造林	200	250	250	250	250	250	250	250	
	天然更新	340	400	400	400	400	400	400	400	
林道開設延長		64	64	384						

注：第1分期は令和3年度から5年間、第2分期は令和8年度から5年間、以下5年ごとの計画量である。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：h a、材積：1,000m³

区分		面積												材積
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	21齢級 以上	
第I 分期	総数	52,235	433	460	1,275	2,871	4,108	7,832	11,368	3,141	2,163	2,071	16,512	12,878
	人工林	17,001	209	173	460	1,114	2,320	5,296	5,754	968	423	159	126	7,279
	育成単層林	16,876	204	167	411	1,082	2,311	5,288	5,747	963	423	159	122	7,251
	育成複層林	125	5	6	49	33	10	8	7	4	0	-	4	28
	天然林	35,234	224	287	816	1,757	1,788	2,536	5,614	2,173	1,740	1,913	16,386	5,599
	育成単層林	172	5	4	4	20	34	34	32	7	1	10	23	25
	育成複層林	21	-	-	-	6	0	6	6	1	1	1	0	3
天然生林	35,041	219	283	812	1,731	1,754	2,497	5,575	2,166	1,738	1,902	16,363	5,571	
第III 分期	総数	52,103	1,042	434	459	1,274	2,859	4,060	7,653	11,085	3,059	2,086	18,092	12,930
	人工林	16,917	543	209	172	458	1,101	2,272	5,118	5,489	908	391	256	7,861
	育成単層林	16,766	518	204	166	409	1,068	2,262	5,110	5,482	904	391	252	5,069
	育成複層林	151	25	5	6	49	33	10	8	7	4	-	4	43
	天然林	35,186	499	225	287	816	1,758	1,788	2,535	5,596	2,151	1,695	17,836	5,069
	育成単層林	152	3	5	4	4	20	34	34	32	7	1	10	23
	育成複層林	21	-	-	-	-	6	0	6	6	1	1	1	3
天然生林	35,013	496	220	283	812	1,732	1,754	2,496	5,558	2,144	1,693	17,826	5,043	
第V 分期	総数	51,934	1,442	1,042	434	459	1,268	2,836	3,982	7,400	10,691	2,935	19,445	12,970
	人工林	16,828	725	543	209	172	452	1,078	2,195	4,874	5,156	840	584	7,919
	育成単層林	16,647	695	518	204	166	403	1,045	2,185	4,866	5,149	836	580	5,051
	育成複層林	181	30	25	5	6	49	33	10	8	7	4	4	54
	天然林	35,106	717	499	225	287	816	1,758	1,787	2,526	5,535	2,095	18,861	5,051
	育成単層林	147	4	3	5	4	4	20	34	34	32	7	1	24
	育成複層林	20	-	-	-	-	-	6	0	6	6	1	1	3
天然生林	34,939	713	496	220	283	812	1,732	1,753	2,487	5,497	2,088	18,859	5,024	
第VII 分期	総数	51,667	1,817	1,442	1,042	433	457	1,258	2,799	3,871	7,067	10,154	21,327	12,674
	人工林	16,740	897	725	543	208	170	442	1,042	2,091	4,571	4,768	1,283	7,699
	育成単層林	16,523	861	695	518	203	164	393	1,009	2,081	4,563	4,761	1,275	4,975
	育成複層林	217	36	30	25	5	6	49	33	10	8	7	8	66
	天然林	34,927	920	717	499	225	287	816	1,757	1,780	2,496	5,386	20,044	4,975
	育成単層林	151	5	4	3	5	4	4	20	34	34	32	7	20
	育成複層林	19	-	-	-	-	-	-	6	0	6	6	1	3
天然生林	34,757	915	713	496	220	283	812	1,731	1,746	2,457	5,348	20,037	4,952	
第IX 分期	総数	51,342	2,243	1,817	1,442	1,040	431	453	1,243	2,744	3,721	6,646	29,562	12,236
	人工林	16,651	1,037	897	725	541	206	166	427	993	1,962	4,220	5,477	7,375
	育成単層林	16,391	994	861	695	516	201	160	378	960	1,952	4,212	5,462	4,861
	育成複層林	260	43	36	30	25	5	6	49	33	10	8	15	78
	天然林	34,691	1,206	920	717	499	225	287	816	1,751	1,759	2,426	24,085	4,861
	育成単層林	151	7	5	4	3	5	4	4	20	34	34	32	20
	育成複層林	18	-	-	-	-	-	-	-	6	0	6	6	3
天然生林	34,522	1,199	915	713	496	220	283	812	1,725	1,725	2,387	24,047	4,837	

注：第1分期は令和3年度、第3分期は令和13年度における資源量である。

(1) 年度別森林資源表 (県計)

単位 面積:ha、材積・成長量:1,000m³

区分 樹立年度 (樹立計画区)		総数	立木地									その他
			総数			人工林			天然林			
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
平成22年度 (西毛)	面積	228,233	220,886	117,455	103,432	109,695	108,634	1,061	111,191	8,821	102,371	7,347
	材積	61,380	61,380	47,332	14,047	45,997	45,929	67	15,383	1,403	13,980	—
	成長量	962	962	798	165	792	788	4	170	10	161	—
平成23年度 (利根上流)	面積	228,591	221,239	117,372	103,867	109,654	108,516	1,138	111,585	8,856	102,729	7,353
	材積	62,121	62,121	47,869	14,252	46,503	46,432	71	15,617	1,437	14,181	—
	成長量	944	944	781	162	777	773	4	167	8	158	—
平成24年度 (利根下流)	面積	228,712	221,225	117,213	104,012	109,617	108,358	1,259	111,608	8,855	102,753	7,487
	材積	63,045	63,045	48,657	14,387	47,298	47,220	78	15,746	1,437	14,309	—
	成長量	923	923	762	160	758	754	4	164	8	156	—
平成25年度 (吾妻)	面積	228,741	221,237	117,217	104,020	109,719	108,362	1,356	111,518	8,855	102,663	7,504
	材積	63,738	63,738	49,206	14,532	47,849	47,765	84	15,889	1,441	14,448	—
	成長量	907	907	749	157	746	741	4	161	8	153	—
平成27年度 (西毛)	面積	228,889	221,367	117,265	104,102	109,833	108,409	1,423	111,535	8,856	102,679	7,522
	材積	65,437	65,437	50,655	14,783	49,308	49,214	94	16,129	1,441	14,688	—
	成長量	868	868	716	153	712	707	5	156	8	148	—
平成28年度 (利根上流)	面積	229,313	221,668	117,338	104,330	109,997	108,532	1,465	111,671	8,806	102,865	7,644
	材積	66,116	66,116	51,181	14,935	49,817	49,718	100	16,299	1,463	14,836	—
	成長量	854	854	704	150	701	696	5	154	9	145	—
平成29年度 (利根下流)	面積	229,339	221,596	117,323	104,273	110,039	108,514	1,525	111,557	8,809	102,749	7,743
	材積	67,026	67,026	51,995	15,031	50,642	50,531	111	16,384	1,464	14,920	—
	成長量	837	837	690	147	686	681	5	151	9	142	—
平成30年度 (吾妻)	面積	229,350	221,533	117,303	104,230	110,168	108,463	1,705	111,365	8,839	102,525	7,817
	材積	67,636	67,636	52,474	15,162	51,120	50,999	122	16,515	1,475	15,040	—
	成長量	822	822	677	145	675	669	6	147	9	139	—
令和2年度 (西毛)	面積	231,268	223,293	118,343	104,951	111,243	109,503	1,740	112,050	8,839	103,211	7,975
	材積	69,901	69,901	54,431	15,469	53,087	52,956	131	16,814	1,476	15,339	—
	成長量	799	799	658	141	656	650	6	144	9	135	—
令和3年度 (利根上流)	面積	231,160	223,156	118,257	104,899	111,252	109,489	1,762	111,905	8,768	103,137	8,004
	材積	70,386	70,386	54,813	15,574	53,459	53,323	136	16,927	1,489	15,438	—
	成長量	784	784	646	138	644	638	6	140	8	132	—

注：県全体の森林資源量を、地域森林計画の樹立のあった年度毎に示したものである。